

平成24年度 事業報告書

神奈川県学校・腎疾患管理研究会

I 調査研究事業

1. 調査研究

- ① 学校現場と腎疾患医療分野の連携を図るため、鎌倉市腎臓疾患判定委員会にて講演と質疑を実施。

責任者

生駒 雅昭 (本会幹事・川崎市立多摩病院小児科部長)

日 程 平成25年 2月7日(木)

会 場 鎌倉市中央図書館3階会議室

講 演 腎疾患児の学校管理、指導について

参 加 教育委員会、学校医、養護教諭等 35名

- ② 各地区の判定委員会の現状と問題点の把握。

責任者

高橋 英彦 (本会幹事・こども医療センター腎臓内科)

日 程 平成25年 2月23日(土)

会 場 万国橋会議センター

協議事項 ・各地区現状報告と検討

参 加 9地区担当 6名

II 運営委員会

責任者

新村 文男 (本会会長・東海大学病院医学部小児科准教授)

日 程 平成24年 5月25日(金)

会 場 神奈川県予防医学協会7階役員室

参 加 9名

資料 1-1

III 総会および研究会他

日 程 平成24年 9月29日(土)

会 場 ワークピア横浜

・役員会 14:00-

・総 会 15:00-

・定例研究会 15:30-

テーマ 「小児慢性腎臓病(CKD)の管理と腎移植」

講 師 東邦大学医療センター大森病院

小児腎臓学講座

濱崎 祐子 先生

参加人数 27名

IV 医師部会研究会

日 時 平成25年 2月23日(土) 15:00-

会 場 万国橋会議センター

- ①テーマ 「小児の高血圧に関する薬物療法ガイドライン」

講 師 聖隷浜松病院小児科

藤田 直也 先生

- ②テーマ 「小児腎疾患と運動制限について

-学校検尿のすべての改訂をふまえて-

講 師 東京医療センター小児科

後藤 美和 先生

参加人数 29名

V 知識普及活動

1. 研究会機関誌「じん」 33・34合併号の発刊 (1,900部)

2. ホームページ活用し、県下各地域の学校保健関係者に普及活動を行なう。

(URL <http://www.shouni-jin.jp/>)

- ◎研究会のお知らせならびに参加申込コンテンツ機能の追加

◆神奈川県学校・腎疾患管理研究会役員

(H25. 9. 1現在)

会長	新村 文男	東海大学医学部附属病院 小児科 准教授	長坂 裕博	ながさか小児クリニック
名誉 幹事	青山 松次	鳥海病院	長洲 堯雄	長洲クリニック
	水原 春郎		岡本 裕一	おかもと小児科
	酒井 糾	小児腎疾患総合管理研究所 所長	中野 猛夫	中野小児科医院
	奥平 昌彦		藤原 芳人	ふじわら小児科
	小板橋 靖	介護老人保健施設 横浜セラトピア 施設長	松浦 信夫	
幹事	生駒 雅昭	川崎市立多摩病院 小児科 部長	川島 美紀	神奈川県立横浜立野高等学校 養護教諭
	飯高喜久雄	成瀬腎クリニック	中田 雅弘	みやびクリニック
	五十嵐すみ子		横田 俊平	横浜市立大学医学小児科 教授
	市川 家國	東海大学医学部 基盤診療学 系 教授	池田 裕一	昭和大学藤が丘病院 小児科
	梅村 敏	横浜市立大学医学部 内科学 第二講座 教授	斉藤 陽	聖マリアンナ医科大学病院 小児科
	忍田 源一	忍田内科医院	安保 和俊	安保小児科医院
	河西 紀昭		田中不二夫	神奈川県教育局 保健体育課長
	川田 征一	横浜南クリニック	監事 永峯 浩子	横浜市教育委員会 健康教育 課長
	神山 務	かみやまアレルギー科小児科 クリニック	広瀬 進	川崎市教育委員会 健康教育 課長
	古藤しのぶ	古藤内科小児科クリニック		
	佐藤 忠章	厚木こどもクリニック		
	角野 禎子	青木病院 院長		
	鈴木 忠義	神奈川県予防医学協会 顧問		
	竹中 道子			
高橋 久男	相模中央クリニック			
高橋 英彦	神奈川県立こども医療セン ター 腎臓内科			
寺島 和光				
花田 徹野	花田内科胃腸科医院			

◆神奈川県学校・腎疾患管理研究会会則

- 第1条 本会は神奈川県学校・腎疾患管理研究会（以下本会という）と称し事務局を神奈川県予防医学協会（横浜市中区日本大通58）におく。
- 第2条 本会は学校保健法の目的に則り、幼児・児童・生徒及び学生の腎疾患管理のあり方に関する調査研究及び普及活動を行い腎疾患対策の推進と健康管理に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 調査研究事業の実施及び研究会の開催
 2. 講習会・講演会の開催
 3. 研究成果の報告、発表及び普及活動
 4. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会の会員は次の二種とする。
1. 一般会員本会の目的に賛同する医師、養護教諭、教諭、その他の保健医療・教育・福祉関係者で所定の手続きを行ったもの
 2. 賛助会員本会の目的に賛同する個人のまたは法人等で所定の手続きを行ったものただし、1及び2の会員は役員会の承認を得たものとする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。会長1名幹事若干名監事2名
- 第6条 会長・幹事・監事は会員の互選によって選出し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を統轄する。幹事は会長より与えられた業務を分担し会務を運営する。監事は会務並びに会計を監査する。
- 第8条 会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 第9条 本会に専門委員会を置くことができる。委員は会長がこれを委嘱する。
- 第10条 本会の会員は細則で定める額の会費を納入しなければならない。
- 第11条 本会の経費は会費及び寄附金・その他の収入をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第13条 本会の収支決算は総会の承認を経るものとする。
- 第14条 本会則の変更は総会の議を経て行なう。
- 第15条 本会の運営上必要な場合は役員会の議を経て細則をもうけることができる。
- （会則第4条及び第10条で定める会員の会費については細則で以下の通り）
- 細則第6条 一般会員及び賛助会員の年会費は次のように定める。
1. 一般会員年会費は1,000円とする。
 2. 賛助会員年会費は一口10,000円として一口以上とする。